

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
362	0127	釧路空港飛行場灯台 Kushiro 43 02.8N <b>Aero Al Fl W G 3s</b> <u>144 11.7E</u> 単閃白緑互光 毎4.3秒 に白1閃光緑1閃光				変更
363	0857	三度港防波堤灯台 Mitabe Ko				廃止
364	1540	大湊飛行場灯台 Ominato 41 14.2N <b>Aero Al Fl W G 3s</b> 141 08.5E 単閃白緑互光 毎3秒に 白1閃光緑1閃光				変更
365	6148.5	五島市沖洋上風力発電1号施設灯 Goto Shi 32 40.3N <b>Fl (2) Y 6s</b> 128 57.5E 群閃黄光 毎6秒に2閃 光			5	変更 本灯は施設の周囲に3基設置し、同期点滅
366	6590.5	下甕島西沖浮魚礁施設灯 Shimokoshikishima 31 37.3N <b>Mo (U) W 8s</b> 129 29.2E モールス符号白光 毎8 秒にU (・・ー)			6	新設 レーダ反射器付
367	6782.8	屋形島洲ノ鼻消波堤灯台 Yakatashima 32 46.9N <b>Fl (2) R 6s</b> 131 54.5E 群閃赤光 毎6秒に2閃 光	8		<u>4</u> 赤塔形 6	変更

船舶通航信号所

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称	備考
368	8404	瀬戸内海 東部(Ⅱ)	神戸 <b>Kobe</b>	34 39.1N 135 13.1E	おおさかマーチス	

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) 変更なし

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a 変更なし

b 南港水路(港則法規則第33条第1項に規定する南港水路をいう。)を航行しようとする総トン数5,000t以上の船舶、堺水路(港則法規則第33条第2項に規定する堺水路をいう。)を航行しようとする総トン数3,000t以上の船舶、浜寺水路(港則法規則第33条第3項に規定する浜寺水路をいう。)を航行しようとする総トン数10,000t以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン数40,000t(油送船にあつては1,000t)以上の船舶の入出航予定時刻、船舶名、総トン数等

c~h 変更なし

(ウ) 変更なし

ウ 変更なし

(2) 船舶を特定して行われる情報の提供

ア 方法 VHF 無線電話又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) VHF 無線電話による場合

a 大阪湾海域のうち神戸船舶通航信号所から約18M以内の海域及び播磨灘海域のうち江崎灯台から約10M以内の海域のうち、主として明石海峡航路及び同航路に至る主要通航路並びにその周辺海域(以下「情報提供可能海域」という。)にある準特定船舶に対する海交法規則第23条の2第3項各号に掲げる事項に準ずる事項

b 情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全に必要な事項(a及び海交法第30条第1項の規定により提供されるものを除く。)

c 情報提供可能海域にある船舶(特定船舶及び準特定船舶を除く。)からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全に必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の瀬戸内海沿岸海域並びに和歌山県、徳島県及び高知県の陸岸から約20M以内の海域(瀬戸内海沿岸海域を除く。)のうち、主として明石海峡航路及び同航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全に必要な事項

以降 変更なし